

犬山市国土強靱化地域計画(概要版)

第1章 計画の策定趣旨、位置づけ

1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定されました。

「犬山市国土強靱化地域計画」は、今後、国の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、国・県・市、地域や民間団体、市民といった関係者相互の連携のもと、大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能とする「強靱な地域」をつくりあげるために、本市の強靱化に関する指針として策定し、取組を推進するものです。

2 計画の位置づけ等

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、基本計画との調和や愛知県地域強靱化計画との連携及び役割分担・調和を図ります。

第2章 犬山市の地域特性等

1 犬山市の地域特性

地形・人口動向・産業特性を記載しています。

2 犬山市に影響を及ぼす大規模自然災害

想定するリスクの設定および被害の想定として、本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震、風水害(豪雨、暴風、洪水)、土砂災害〕を対象とし、地震、洪水など具体的な被害想定がある災害はこれを用い、その他の災害は過去の災害事例等を参考にします。

第3章 犬山市の強靱化の考え方

1 犬山市国土強靱化地域計画の基本目標

基本計画及び愛知県地域強靱化計画、基礎自治体の役割などを踏まえ、次の4つを基本目標とします。

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- IV 迅速な復旧復興を可能にすること

第4章 犬山市の脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性の評価

基本目標を達成するために、脆弱性評価を行い、本市の強靱化の現状と課題を分析し、対応策を検討しました。

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靱化計画をもとに、本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と35の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しました。

(2) 施策分野(個別施策分野と横断的分野)の設定

愛知県地域強靱化計画において設定された施策分野をもとに、11の「個別施策分野」及び3の「横断的分野」を設定しました。

(3) 脆弱性の評価及び評価結果

国が実施した評価手法などを参考に、35のリスクシナリオごとにその取組状況や現状の課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討し、脆弱性調査として整理し、施策分野についても分析評価を行いました。

2 推進すべき施策の方針

脆弱性評価を踏まえ、本市における地域強靱化に係る推進すべき施策の方針(裏面記載)を策定しました。推進すべき施策の方針は、脆弱性評価結果と同様に、「リスクシナリオごとの施策の方針」と「施策分野ごとの方針」に分けてまとめました。

第5章 計画推進の方策

本市の強靱化を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、本計画の点検・改善を行います。

本計画は強靱化の方針や方向性を示すものであり、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画全体を見直すこととします。また、毎年度の進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、適宜必要な見直しを行います。

さらに、本計画の見直しにあたっては、国・県の強靱化計画や関連する他の計画等の見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図ります。

■ リスクシナリオごとの施策の方針

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	施策の方針（一部抜粋）
1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地区における火災による多数の死傷者の発生	○住宅・建築物等の耐震化の促進 ○家具・機械設備等の転倒防止対策の促進 ○火災に強いまちづくりの推進 ○地域防災力・企業防災力の向上 ○応急救護所の機能充実等
	1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	○不特定多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進 ○社会福祉施設の耐震化の促進 ○災害対応能力の向上
	1-3 大規模地震や異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水での多数の死傷者の発生	○河川堤防等の耐震化等の推進 ○河川及び排水路の改修の推進 ○災害リスクを考慮した土地利用への転換 ○ハザードマップの作成・周知啓発 ○ハード・ソフトを組み合わせた浸水対策の推進
	1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	○土砂災害対策の推進 ○農業用ため池・調整池の安全性向上 ○災害リスクを考慮した土地利用への転換
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	○情報収集手段の多様化と一元的集約 ○市民への確実な情報の伝達 ○適時・適切・確実な情報の発信 ○効果的な教育・啓発の推進
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○物資輸送ルートの確保 ○水道施設の老朽化対策等の推進 ○応急給水体制の確立 ○備蓄の推進 ○物資輸送体制の確立 ○物資調達・受援体制の構築 ○大規模災害時の広域連携の推進
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生	○孤立地域等の発生防止
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	○災害対応の体制・資機材の強化 ○消防団の災害対応力の強化 ○道路の災害対策の推進
	2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○災害時における燃料の確保 ○災害時における電力の確保 ○道路の災害対策の推進
	2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による都市の混乱	○帰宅困難者等支援対策の推進 ○代替輸送手段の確保等
	2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	○救急医療施設等の防災・減災機能の強化 ○救命体制の強化 ○医師会等関係機関との連携強化 ○災害時の医療提供のためのルート確保 ○要配慮者の一時的受入体制の整備 ○災害時保健活動の確保
	2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	○感染症への対応強化 ○医療機関等との連携及び活動資機材の整備
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化	○地域における安全活動の強化
	3-2 行政機関、行政職員等の被災による機能の大幅な低下	○市役所の業務継続力の強化 ○防災拠点等の災害対応力の強化 ○タイムラインの策定 ○道路の防災対策の推進 ○大規模災害時における広域連携の推進

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	施策の方針（一部抜粋）
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	○情報通信機能の耐災害性の強化・高度化 ○道路の地震対策の推進
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○多様な情報提供手段の確保
	5-1 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	○燃料供給ルートの確保
	5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	○自衛消防力の充実強化 ○有害物質等の流出防止対策の促進
5 大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止	○道路の災害対応力の強化
	5-4 食料等の安定供給の停滞	○物流インフラの災害対応力の強化 ○農業基盤の確保
	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーンの機能停止	○電力・ガス等供給の災害対応力強化 ○石油等燃料確保体制の整備 ○再生可能エネルギーの利用
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	○広域的な応援体制の確立 ○災害時における供給体制の確立
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○下水道施設の耐災害性の強化 ○農業集落排水施設の耐災害性の強化
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	○災害時における輸送ルートの機能確保 ○道路ネットワークの迅速な再開に向けた体制の強化 ○緊急輸送道路等沿道の通行障害建築物の耐震化
	6-5 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態	○避難所施設の老朽化対策及び耐震化の推進 ○避難所運営体制の整備 ○避難所間での格差の防止等 ○避難所が備えるべき設備の整備 ○避難所備蓄品及び救助用資機材の確保 ○要配慮者等への支援体制の整備
	7-1 市街地での大規模火災の発生	○消防・救急活動能力の充実・強化 ○火災に強いまちづくりの推進 ○消防団の災害対応力の強化
	7-2 沿線・沿道の建物破壊による直接的な被害及び交通麻痺	○沿道の通行障害建築物の耐震化の促進
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-3 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○ため池の防災対策の推進
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出	○石綿飛散防止対策の推進 ○環境監視体制の整備・強化 ○特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進
	7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	○的確な情報発信のための体制強化
	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害廃棄物処理計画の推進 ○廃棄物処理施設の災害対応力の強化 ○災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理
	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、労働者、地域に精通した技術者等）や物資等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○災害ボランティアの円滑な受入・活動体制の構築 ○復旧・復興を担う人材等の定住等 ○地方行政機関等の体制・施設の強化 ○事前復旧・復興体制の強化
8 大規模自然災害発生後であっても、人口や企業の流出を回避し、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○防災コミュニティの推進
	8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○幹線道路のネットワーク化の推進 ○幹線交通分断対策の推進
	8-5 被災者の住居確保等の遅延により生活再建が遅れる事態	○罹災証明書の迅速な発行 ○早急な住宅確保に向けた取組 ○事前復旧・復興体制の強化